

舊鈔本「皇明條法事類纂」私見

仁井田 陞

一序 説

皇明條法事類纂五十卷は、明の天順・成化及び弘治中の條例を類纂したものであつて、刑事法關係資料であり、かの元代に於ける元典章と同様、明代の法律經濟生活を知る上に於いても頗る價値高きものといふべきである。本書は私の知る限りに於いては東京帝國大學附屬圖書館藏舊鈔本（以下東大本と稱す）あるのみである。故淺井虎夫氏も早く同書に注目し、その「支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革」（明治四十四年）に於いて東大本（竹中安太郎氏寄贈）の存在を指摘し、同書の所傳の頗る罕な旨を述べてゐる。⁽¹⁾

私は時折、稀覯の法律關係書に關し卑見の發表を行つて來てゐる。かの宋本「通典」（圖書寮御藏及び田中慶太郎氏藏）・宋本「清明集」（靜嘉堂文庫藏）・舊鈔本「宋刑統」（北京圖書館藏）・明本「律解辨疑」（北京圖書館藏・有明洪武十九年序）や明本「律條疏議」（前

然し私はこの東大本は大正の大震火災のとき鳥有に

歸し再び見るを得ぬものと思つてゐたが、昭和十三年東京帝國大學和漢書圖書目錄が刊行された時、本書にそれが掲載されてゐるのを見てその無事を知つた。和田清博士の直話によれば、震災當時、同書は齊藤清太郎氏が文學部研究室に借出中であつたものであつて、その爲に辛くも災害を免れたのであるといふ。多くの珍籍が焼失した間にあつて、本書がよく保存されたことは洵に不幸中の幸であつた。もしそのとき同書が焼失してゐたならば、私が本文中に述べる如き問題は恐らく生ずる機會なく、本書は單に天下の珍籍として、又明代立法史上の一つの光輝として、その名を傳へるに止まつたことであらう。

田侯尊經閣文庫及び北京圖書館藏)等の如き之であつて、これらはいづれも零壙間の孤本若くは稀観中の稀観とまで信ぜられてゐるものであるが、皇明條法事類纂も亦稀観たる點に於いて、律解辨疑や律條疏議等に劣るものではない。然し、本書は稀観として珍重するに就ては、少しく問題を有するのであり、前記諸書に對するとは稍々異つた態度で、私は本書を見てゐるのである。蓋し本書は些か謎の書でありその謎を説かんとするのが本文の一目的である。本書の存在は前記の如く淺井氏等一部學者の間には識られてゐたが、その所見に誤があり、又、淺井氏の簡單な報告があつてより後三十年間、本書に就て説くものが殆どなかつたのみならず、たゞ一論及する者があつても淺井氏の所見以上には殆ど出てゐない。私は今前記學者の誤解を一掃しつつ、問題となるべき點を指摘し、本書を翻く者及び明代史研究家の參考に供しよう。尤も私には未解決の點が多い

が、それに就ては學者の示教に俟つと共に、私としても後日の攻究を期するつもりである。

私は昭和十四年九月、東京帝國大學附屬圖書館當局者より本書の研究調査につき格別の便宜を與へられて研究調査の念願を達したが、更に同書の一部撮影出版の許可をも得、本文中にその寫真を登載することができた(第二圖)。又、本文を草するに就ては、市村瓊次郎・中田薰・和田清の三博士より、種々示教を辱ぐした。茲に並に記して感謝の意を表する次第である。

(1) 淺井虎夫「支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革」明治四四年七月三五一頁以下。

(2) 東京帝國大學和漢書圖書目錄增加第一昭和一三年三月二三二頁(大明文淵閣纂永樂大典皇明條法事類纂・戴金等奉勅編寫

本五〇卷二三冊大)

(3) 摘文「通典刻本私考」(昭和一〇年八月東洋學報第二二卷四號六九頁以下)。摘文「清明集戸籍門の研究」(昭和八年一月東方學報第四冊一五頁以下)。又、宋刑統・律解辨疑・律條疏議等に就ては摘文「採訪法律史料」(昭和一〇年七月東方學報東

京第五冊續篇北支滿鮮調査旅行報告書五一頁以下) 參照。

一 本書の成立

本書の卷首に「御製皇明條法事類纂序」があつて、それに本書の成立の經緯が記されてゐる(第一圖)。然し、その序は前半と後半と、脈絡に或種の不自然さを感じしめるのみならず、文中に往々不可解の語句があると思ふのは、單に私のみであらうか。序の前半は、

朕惟、自古帝皇之興、必創制立法、以貽萬世。而繼

體守文之主、駿惠先業、潤色太平、時或變通、以適于治。故前主所是、著爲律、後主所是、疏爲令。雖各因時制宜、而與治同道、則較若畫一焉。朕踐阼以來、夙興夜寐、思紹聖統。惟祖宗成憲、是鑑是式。蓋我孝宗皇帝、嘗命儒臣戴金勅編纂述。皇明條法事類纂、輯累朝之法令、定一代之章程。鴻綱織目、燦然具備。逮我世宗皇帝入承、時歷

命内閣儒臣纂輯條格、以續職掌之後。未底于成。

繼志述事、命官開局、重寫永樂大典二萬二千二百十一卷、後纂輯成編、條法爲五十卷。其義一以職

掌爲主、類以頒降羣書、附以歷年事例。使官領其事、事歸于職、以備一代之制。仍會府部院寺大小諸司、而相質訂、登進于廷、將欲布之天下。未幾而

龍馭上賓矣。朕嗣位數載、檢閱前帙、不能無魯

四紀、而因革損益、代有異同。乃復下詔重修、續自

成化弘治壬戌迄己酉、載在祕府、未及頒行。

であつて、その大意は次の如きものである。「孝宗は

その在位中儒臣戴金に命じて累朝の法令を彙輯纂修して、一旦皇明條法事類纂を成した。その後四十年を経過して世宗の大統を繼ぐや法令の時に變更ありしにより重ねて之を續修せしめたものであつて、その採用せる法令は憲宗の成化・孝宗の弘治中のものに及ぶ。然し世宗は之を直に頒行することなかりし

ものである。」序の後半は

魚亥豕之誤。復命内臣、重加參校、補正遺闕。又數月而成。仰惟聖祖鴻猷盛烈、不能盡述。其大而可見者、例在此書。國事所存、治化所著、皆於此乎云爾。

であつて、その大意は次の如し。「世宗はその後、引續き内閣儒臣に命じて纂輯を行はしめ、永樂大典二萬二千二百十一卷を重寫せる後、本書五十卷の成案を得、其の上諸司をして質疑あり、修訂すべき所に就ては、その意見を上進せしめ、將に之を天下に頒行せんとするまでになつた。然るに未だ頒行を見ずして世宗にはかに崩じ、頒行は程宗嗣位の後に俟つ結果となつたのであるが、穆宗はなほ誤字あらば之を正し、遺闕あらば之を補はしめ、嗣位後數ヶ年にして本書を成すに至つた」といふ。所詮御製序によれば、本書は孝宗のとき一應成り、世宗のとき重修して頒行するまでになりながら世宗崩じ、穆宗の初期手を入れるべき部分あらば之に手を入れることにしたもの

であることとなる。なほ序文前半の「自成化弘治壬戌迄己酉」の如き甚だ理解に苦しむ文言であるが、その意味は單に文面からは解決するを得ない。又、後半の命官開局は、文脈上は世宗嘉靖中に於ける永樂大典の重寫にかかる句であるが、こゝに永樂大典の重寫に關する文を交へ、重寫成つて後、大典重寫の關係員をして條法事類纂を纂修せしめたのであるといふ様に、大典重寫の諸員と本書編纂のそれと關聯させてゐる所に或種の不自然さを感じさせられる。これも後述の如き問題の一點となるものである。然もこの序文は文章としては完結してゐない感がある。殊に文末の「皆於此乎云爾」の一句は意味不明であるといへよう。私は本書を翻閱せるとき序の文が前半と後半と脈絡が必ずしも一ならず、然も文の尋常に非ざる點に疑を抱いてゐたのであるが、何となく大明會典の序に思ひ當る節があるので對照して見た所が、驚くべきことには序文の前半は穆宗の次の神

宗の萬曆重修會典の序に、後半は穆宗より二代前の武宗の正德會典の序に相當するものであつて、條法事類纂の内容に適當する様に編纂に關する記事を隨處改竄せる跡が明らかとなつた。大明會典の序は註記して置いたから彼此對照せられたい。萬曆會典の序の「朕」とは勿論神宗自らのことであり、「踐祚以來、夙興夜寐、聖緒を紹がんことを思ふ」といふのは神宗の意思であるが、條法事類纂の「朕」とは當然穆宗のことであり、かの意思是穆宗の意思に代つてゐる。但し萬曆會典の序の中、孝宗が儒臣に命じて大明會典を編纂せしめたことをそのまま條法事類纂の序に書くわけにはいかないから、そこで孝宗が儒臣戴金なる者をして條法事類纂を纂修せしめたことに書き改めた。これ等は全く史實の歪曲記事の捏造に外ならない。戴金の傳は明史列傳にないが、國朝獻徵錄や四庫全書總目提要等によると、彼は三難軒質正の撰者であり、武宗の正德九年（甲戌）の

進士であつて、蘇州府推官となり名裁判官の聞え高かつた。世宗の嘉靖二年（癸未）廣西道監察御史に拔擢せられ、嘉靖十年（辛卯）には太僕少卿、後、右僉都御史・右副都御史・右都御史等を歴任して嘉靖二十三年（甲辰）十月兵部尙書に進んだ人物であるといふ。かかる戴金が武宗の前の孝宗の時代に勅命を奉じて本書の編纂に當つたとする如き虚構は、何時か看破されずして済む筈はない。次に孝宗の纂修から世宗が即位のときまで四十年を経てゐたこと、そして世宗が重修を命じたとすることは兩者の序また一致を見る。但し萬曆會典の序に「續自弘治壬戌迄嘉靖己酉」とあるのをそのまま條法事類纂にあてはめては、條法事類纂の内容が天順・成化・弘治のものではす恐れがあるから、成化の二字を弘治の上に入れ、嘉靖の二字を省いて「續自成化弘治壬戌迄己酉」と改めた。私ははじめこの文の了解に苦しみ、市村博

士の教示を仰いだが、博士も亦遂に讀解せられなかつた。今にして思へば、了解不能なのは當然すぎる程當然のものであつた。その改單の不手際は、文意の理解を妨げ、市村博士も讀解せられるを得ない程の文章となつてゐる。世宗の重修の後、祕府にあつて未だ頒行せずといふのも、兩書の序に於いて一致してゐる。かく見來れば少くとも御製條法事類纂序は、穆宗時代のものではなく、穆宗の後のものである。即ち神宗萬曆會典の成つた萬曆十五年以後のものと解せられる。そしてかゝる欺瞞的序文は、明代では通用し難ざるものとするならば、それは寧ろ清代の僞作と見得るかも知れない。條法事類纂の序の後半と、正德會典の序とを對比するに正德會典の序で英宗及び孝宗二人の事績とすることが、條法事類纂の序では、世宗一人の事績となつてゐる。その序の文章が徒に文句を重ねるに過ぎずして、文意の暢達を妨げてゐるのはその爲である。たゞ條法事類纂

の序で、世宗の事績と一致してゐるといふべきは、永樂大典の重寫の件である。⁽⁸⁾ 正德會典の序の中へ、世宗の永樂大典重寫の記事を挿入したに就ては、この序の作者に、或種の底意（後述）のあつたことを思はせて面白いが、永樂大典の重寫の記事と本書の編纂記事との接續の拙劣さは、到底覆ふべくもない。

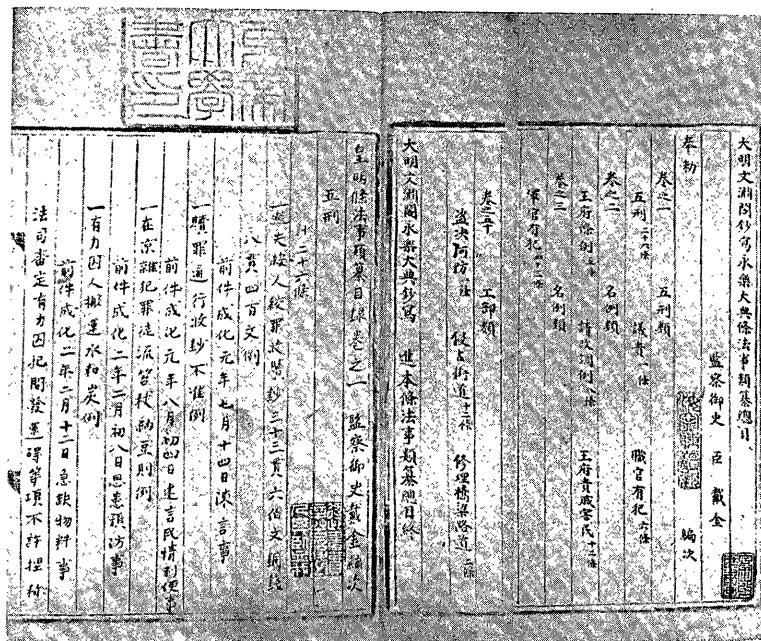
又、正德會典の序の「纂修成編釐爲百八十卷」をそのまま、條法事類纂の序となすを得ないから、「纂修成編條法爲五十卷」の如く、條法事類纂の内容と一致する様に改めた。次に記されてゐる條法事類纂の構造に關する説明「其義一以職掌爲主、類以頒降羣書、附以歷年事例、云々」の如きも、一應同書に適合する様であるが、それは正德會典によりよく適合するものである。たとへば、文中の所謂「群書」即ち大明集禮・孝慈錄等の如きは、正德會典には類別編輯されてゐるが、條法事類纂にはかかることはない。そして正德會典は、孝宗在世時完成し、まさに頒



圖一 第一編類事法條明皇帝

行せんとして孝宗崩じ、爲に頒行は次の武宗の正徳年間に行はれたのであるから、「將欲布之天下、未幾而龍馭上賓矣云々」の文は正徳會典に適合するのであるが、條法事類纂の序ではそれをそのまま世宗の崩御に附會した。然し後續文の「朕嗣位之四年、爲正德己巳」と、條法事類纂の序とするわけにはいかないから、「朕嗣位數載」の如く、曖昧の文句に改作した。即位後多少補訂を行つた旨は兩書の序文に同じくあらはれる。但し正徳會典の序では、「皆於此乎」と「云爾」との間に九十餘字あつて、この中に正徳會典鑄版の記事も見えてゐるが、條法事類纂の序では、それを全部省除した。條法事類纂の末句の意が不明瞭であり、條法事類纂が

御製
條法事類纂
朕惟自古帝王之興必創立法以昭萬世而維休
先素潤色太平時或委以憲子治故前主所是蓋為律綱主其是
既為令群各因時制宜司與治同道則較若書焉雖雖非以本風
興安宦恩俗望諸惟祖宗義憲是鑄是式蓋我孝宗皇帝嘗
命高臣與公勑勅纂集皇明條法事類纂累朝之法令定代
之享極滿綱目雖然具備遠我世宗皇帝入承時歷四紀而因革
猶茲有遺可乃復下詔重修續自成化弘治壬戌已酉歲在庚午
未爻歲行癸酉陽曆臣纂修略以建康字之歲在壬戌
令皆聞言爲不果大兵二萬二千二百十一卷後纂輯成編餘法為五
十卷其義以板子爲主類以類降序書附以序年事例使官領其事
事務于職以備一代之制仍會考部院寺太小議司而相質訂鑄于子
達好啟布之天下未幾而罷取上賓矣朕顧社稷莫捨前快



圖二 第
藏館書圖屬附學大國帝京東
纂類法事法條明皇

穆宗のとき如何に始末されたか記されてゐないのも右の事情によるものである。尙、條法事類纂の序に、何故大明會典の序にない永樂大典重寫の記事を挿む必要があつたかに就て記して置かう。それは本書の題名(イ)「大明文淵閣鈔寫永樂大典條法事類纂」若くは(ロ)「大明文淵閣永樂大典鈔寫進本條法事類纂」(第二圖)と一致させる必要上の伏線に外ならない。この(イ)の意は「明の文淵閣鈔寫にかかる永樂大典の條法事類纂」といふものゝ如くであり、(ロ)の意は(イ)と同様と解される外、甚だ曖昧な語法ではあるが「文淵閣にあつた永樂大典を鈔寫して進めたる條法事類纂」又は「永樂大典鈔寫のとさの進本條法事類纂」とでも

いへる様である。尤も永樂大典は、成祖の永樂中のものであつて、天順・成化・弘治時代の内容の本書が、永樂大典に加つてゐる筈ではなく、世宗重寫のとき、原來の永樂大典本の外に、別に新本を加へたことも聞知してゐないから、條法事類纂を永樂大典本と稱することは首肯し難い。然しこの題名と永樂大典重寫後條法事類纂と纂輯編成したといふ、序文の記事と聯絡なきものとはいへなからう。序文の不可解なことに關聯して、題名にも問題があると思はれないではない。或は後人が本書に永樂大典本なる如き假面を覆せたとも見えるのではないかからうか。

然らば、從前、上述の如き疑點は如何に取扱はれてゐたか。前に引用した淺井氏の「支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革」では序にも題名にも疑を挿まず、「序文を根據に「孝宗ノ弘治中儒臣戴金ニ命シテ編纂セシメ云々」の如く、本書の成立を記述してゐるに過ぎない。然も序文を見ながらその序を英宗の序とし

てゐるのも誤である。⁽⁸⁾楊鴻烈氏はその序を穆宗のもとの見た。この點淺井説の誤を正したことになるが、その他は大體、淺井説と同様批判的でなく、條法事類纂には孝宗のとき戴金の奉勅編にかかるものと、嘉靖重修本（即ち東大本）とがあると見てゐる。⁽⁹⁾

淺井氏が英宗の序と見誤つたに就ては、同氏一人の責ではなく、東大本に記されてゐる題跋の類に禍された所であらう。この題跋の類も亦一として條法事類纂の序等に疑問をもつたものがなく、然もその中に見える洪氏讀書叢錄や、錢竹汀の文と稱するものには、夫々「首有英宗御製序」や「書中稱世宗皇帝即英宗也」なる見解が記されてゐる。⁽¹⁰⁾これが果して洪頤煊や錢大昕の如き學者の説か疑さへなきを得ない。洪氏讀書叢錄や潛研堂文集には共に條法事類纂に關する上記の記事が見當らないようである。（この點識者の示教を仰ぎたい。）明代法律史研究上の貴重資料たり珍籍として考へられてゐた本書には、意外

にも以上の如き問題が潜んでゐたのである。

以上の如く從前の學者の説は、穆宗御製の外見ある序文を盲信するのみで、その論據を吟味せざりし點に於いて大きな過誤があるものと信ずる。だとへ結論が事實と符合する場合があつたとしても、學說としてその價値を高く評價するを得ない。然らば本書の年代は何時であり及び作成者は何人と考定せらるべきであらうか。本書は成化時代の諸例を收むること最も多いが成化前は天順中に止まり、成化後は弘治中に止まる。所詮本書は弘治中若くはその後あまり隔らぬ時代の纂修にかかるものと思ふ。その孝宗後、武宗世宗若くは穆宗のいづれの時代に成れるものかは内容のみよりしてはにはかに定め難いとするのが穩當と思ふ。但し、總目のはじめに「監察御史臣戴金奉勅編次」又は毎卷のはじめに「監察御史戴金編次」（第二圖）とあるのを信用し得るものとせば、本書の編次されたのは、戴金が監察御史たりし時代、

即ち世宗の嘉靖二年以後、數年間であつたと思はれる。次に編次を行つた者は戴金といふことであり、彼が勅を奉じて編次したとある。もし勅が降つたとしても、彼一人に降つたものか問題があらうし、事實勅が降つたか否かも問題である。或は戴金一個人の編纂にかかるもの（勅編に非ずして私編）かも知れない。御製序と同様、總目のはじめの「奉勅編次」も、にはかに信じ難いのではなからうか。唯、彼が蘇州府推官たり、名裁判官の聞え高く、監察御史に抜擢された程の人物であるから、彼が本書の編次を行つたとしても、別段不思議ではないかも知れぬ。即ち後世何等か爲にせんとする者が偽作したと思はれる御製條法事類纂序を根據として（一）本書に孝宗時代のものがあり、且（二）それが、勅編本であり又（三）世宗が之を重修せしめたとすることには、他に資料のない限り信を置くを得ないと思ふが、戴金が

其の後)に編次したことだけは、或は肯定し得るかと思ふ。然し確言はしかねる。なほ本書に版本があつたか、又本書がかりに勅編書であるならば頒行されたものかに就ては、今日の處未詳であつて、後日の研究に俟たねばならぬ。

(1) 萬曆重修會典の萬曆十五年二月十六日の御製序(原文では皇帝の廟號等あるときは平出の式に従つて改行し一般文章より數字分撰んで記されてゐるが、今便宜上、同式に従つて記さず)に

いふ「朕惟、自古帝王之興、必創制立法、以貽萬世。而繼體守文之主、駿惠先業、潤色太平。時或變通、以適于治。故前主所是、著爲律、後主所是、疏爲令。雖各因時制宜、而與治同道。則較若畫一焉。朕踰祚以來、夙興夜寐、思紹休聖緒。惟祖宗成憲、是鑒是式。蓋我孝宗皇帝、嘗命儒臣、纂述大明會典。輯累朝之法令、定一代之章程。鴻綱織目、燦然具備。逮我世宗皇帝入承天序、時歷四紀、而因革損益、代有異同。乃復下詔重修、續自弘治壬戌迄嘉靖己酉。載在秘府、未及頒行。蓋至至今、又三十八年矣。歲歷綰遠、條例益繁。好事者喜紛更、建議者昧體要、甚則弄智舞文、奇譖他比、自明習者莫知所從。小吏淺聞、何由究宣。朕甚閼焉。賴天之靈、社稷之福、國家間暇、得及時而明政刑。乃命儒臣、重加修輯。芟繁正譌、以繕役、役於官。乃茲憲金亡、欲避咎弗獲也。余有牌在後堂、能辨盜。盜手摩之、則鏗然有聲。衆如指諸摩、出視其手皆硃。中人獨不硃。立詰之。遂首服、還所盜金、而守庫者具得釋。其訊獄神

(2) 正德會典の正德四年十二月十九日の御製序(原文には平出の式に従つて廟號等あるときは改行し一般の文より數字分上より書いてある)にいふ「(前略)迨我英宗睿皇帝復辟之時、嘗命內閣儒臣、纂輯條格、以續職掌之後。未底于成。皇孝宗敬皇帝繼志述事、命官開局、纂輯成編、齋爲百八十卷。其義以職掌爲主、

類以頒降群書、附以歷年事例。使官領其事、事歸于職、以備一代之制。仍會府部院寺大小諸司、面相質訂、登進于廷。將欲布之天下、未幾而龍駁上賓矣。朕嗣位之四年、爲正德己巳。檢閱前帙、不能無魯魚亥豕之誤。復命內閣、重加參校、補正遺闕、又數月而成。仰惟聖祖神功、鴻猷盛烈、不能盡述。其大而可見者、略在此書。國是所存、治化所著、皆於此乎係。比方勅精新政、乙覽之餘、特勅司禮監、命工刻梓、俾內而諸司、外而群服、考古者有所依據、建事者有所師法。由是而編目張、政成化治、保斯世於無疆。夫豈曰小補之哉。爰序始末、標之簡端、以列乎皇考御製之次。亦庶以成先志云爾。」

(3) 國朝獻徵錄卷三十九兵部二尚書、兵部尙書龍山戴公金行狀袁煥、「公姓戴氏、諱金宇、純夫、號龍山、一號三難。……世爲漢陽人。……正德丁卯(正德)舉於鄉、甲戌(正德)成進士、解褐授蘇州府推官。會庫亡折糧銀若干兩、長吏日考掠、守庫者竟無驗。公乃遍召諸糧役於庭、陰以一牌用濃硃塗之絕寘後堂暗室中、語之曰、而輩以糧役、役於官。乃茲憲金亡、欲避咎弗獲也。余有牌在後堂、能辨盜。盜手摩之、則鏗然有聲。衆如指諸摩、出視其手皆硃。中人獨不硃。立詰之。遂首服、還所盜金、而守庫者具得釋。其訊獄神人獨不硃。立詰之。遂首服、還所盜金、而守庫者具得釋。其訊獄神

明初中若此。…再除撫州府推官。公理撫視理蘇，帑益殷殷起，民

迄于今。謹誦之。嘉靖癸未（二十六年），以治最優，廣西道監察御史。乙酉

（二十七年）奉命理兩淮鹽政。乃調奏便宜酌處鹽法十二事。咸舉要切

時。…丁亥（二十八年）被命按川蜀。…明年戊子（二十九年）屬大比，爲監

臨官。號得人。辛卯（三十一年）陞太僕少卿、督京營馬政。久之以謗在遷

河南布政司右參議。…俄陞按察司副使。…戊戌（三十二年）陞貴

州布政司參政。頃之。…特擢公爲右僉都御史。界以畿輔重任。…

己亥（三十三年）邊將不利。公以撫臣與責，改陝南京太僕寺少卿。

庚子陞應天府府尹。…辛丑（三十四年）擢公爲右副都御史、總制川

貴大本。事竣徵入爲大理寺卿。已而。…陞右都御史掌寺事如舊。

是歲甲辰（三十五年）。…冬十月，兵部缺尚書。延推公。乃陞公兵部尚

書。」戴金が蘇州府推官たりしき、官庫中の糧餉若干兩の盜難

事件が起つた。長吏は庫を守る者を拷問したけれども遂に自白

せず、事件の解決を得なかつた。そこで戴金が糧役に從ふ者を集

めて、いふには「自分はよく盜を辨する牌をもつてゐる。もし盜

がこれを廢すれば、黯然として音聲を發するものである。今、こ

の牌を後堂の暗室中に置くから各々之を摩して來れ」と。糧役

に從ふ者皆摩して來るを見るにその手に朱がついてゐる。然る

にその中一人の手にのみは朱がついてゐない。戴金は豫め牌に

朱を塗つて置いたのであるが、前記の一人は牌の音聲をおそれ

て、摩せざりし者であり、遂に盜犯を擧げることができたといふ。

これは戴金が蘇州府推官たりしきの事件の解決ぶりであつた

が、撫州府推官たりしときも亦名聲を博し、嘉靖二年治政舉がる

こと優秀の故を以て廣西道監察御史に抜擢されたといふ。

(4) 四庫全書總目提要子部儒家類存目二にいふ、「三難軒質正（無

卷數）明戴金編 金字純夫、濮陽人、正德甲戌進士、官至兵部尚

書」濮陽の人とある所は國朝獻徵錄には濮陽の人とある。

(5) これは「成化壬戌より弘治己酉まで」の意かと思つたが成

化には壬戌・己酉は共になく、又弘治では弘治二年が己酉歲で

あり、同十五年が壬戌歲であつて、己酉は壬戌の前にある。従つて文章の意がわからぬ。

(6) 永樂大典が世宗の嘉靖四十一年重寫に着手せられたこと、そして重寫の成るをまたずして世宗崩じ、穆宗の隆慶元年重寫の書。戴金が蘇州府推官たりしき、官庫中の糧餉若干兩の盜難事件が起つた。長吏は庫を守る者を拷問したけれども遂に自白せず、事件の解決を得なかつた。そこで戴金が糧役に從ふ者を集め、いふには「自分はよく盜を辨する牌をもつてゐる。もし盜がこれを廢すれば、黯然として音聲を發するものである。今、この牌を後堂の暗室中に置くから各々之を摩して來れ」と。糧役に從ふ者皆摩して來るを見るにその手に朱がついてゐる。然るにその中一人の手にのみは朱がついてゐない。戴金は豫め牌に朱を塗つて置いたのであるが、前記の一人は牌の音聲をおそれて、摩せざりし者であり、遂に盜犯を擧げることができたといふ。

(8) 浅井虎夫「支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革」明治四四年三五一頁以下。

(10) 東大本のはじめに書いてある洪頭煊・朱彝尊（竹垞）・錢大昕五八頁。

(竹汀)等の題跋を次に錄する。)

洪氏讀書最錄題一則

明條法事類纂五十卷、監察御史戴金編次。著錄名例五刑吏戶禮兵刑工分六部之條法之事。當時頒行、此定爲格式。首有英宗御製序。據其成書奉詔開局鈔寫永樂大典後藏文淵閣一冊、以備明代一朝參考。惟各家書目未著錄。此本尙是永樂大典明朝舊鈔傳本所未載者亦足爲考證之資也。

朱竹江曰、所載條律詔旨、倣慶元條法至治條例之格式、公移引用

明史之文、以是流傳者罕。然一代之例法故存焉。

錢竹江云、明條法事類纂五十卷、御史戴金編次。前列五刑名例詔旨、後依六部之律編次。據卷首序載成化弘治頒行以至所定格例、編集成書、聖旨條法及朝廷已格例、置簿寫錄。蓋是書始事於天順、成於成弘。而書中所載條例、則自孝宗嗣位書中稱世宗皇帝、即英宗也。例載疑事實甚詳。其書流傳頗少。當時勅修者少傳。是書乃永樂大典時經進本也。

錢竹江條法事類纂跋

右英宗卽位以來頒諸條畫、訖於成化四年。而數載之事、亦備其中。首列國典之詔書也。次朝綱則中書省御史臺與公規也。次五刑、次名例、次吏部曰官制、曰職制、曰選格、曰吏制。次戶部曰祿廩、曰錢法、曰倉庫、曰錢糧、曰課程、曰賦役、曰田宅、曰婚姻、曰錢債、次禮部曰禮制、曰儀教、曰釋道、次兵部曰軍制、曰驛站、次刑部曰刑制、曰刑獄、曰諸盜、曰巡捕、曰作僞、曰諸殺、曰諸贓、曰諸姦、

曰訴訟、曰讎賄、曰雜犯、曰人口、曰頭疋、曰刑禁。次工部曰造作、曰遞補、明初盛之律令格式耳。但明戴金奉勅編纂意必當時臺部之法令。吾友淵如孫君、嘗欲取明史補遺、嫌其語句多質俚、不可入史志、皆出自聖旨。蓋據當日頒降原文、未經儒臣潤色者。然一代之制、可因此以得其梗概矣。

三 東京帝國大學圖書館本

の由來と同本の體裁

東大本の由來を知るに就ては、その體裁を一應見て置く必要がある。本書は五十卷の舊鈔本であつて、原本は黃表紙、現在は數冊を合せて一冊としてある。圖書目録に十三冊とあるのは、合本の數である。

題箋には「皇明條法事類纂」とあり、その下に卷數が記してある。但しかる題箋は毎冊にあるのではなく毎卷のはじめに當る。一冊にあるに止まつてゐる。そして題箋なきものは卷次を問はず、それだけ數冊づゝまとめて合本としてあるので、閲讀には不便である。第一冊(第一卷)の表紙裏に「陸軍步兵大佐竹中安

太郎氏寄贈」とあり、卷首に嘉泰條法事類に關する陳直齋書錄解題の一文が薄い藍黒色の文字を以て記されてゐる。次に「洪氏讀書叢錄題一則」「朱竹垞云々」の文、「錢竹汀云々」の文、「錢竹汀條法事類纂跋」があり、「延陵孫是衍^(星)閱于治城山館」「顧道居士文述讀於青柯館」「道光八年小春漁汎拜誦」「小長盧金風亭長七十七翁彝尊閱于海上之紅葉山房時乙酉月正立春後二日」及び「乾隆乙卯嘉平月春泉攜此冊賞鑒竹汀居士錢大昕題」なる識語が順次記されてゐる。次いで藍黒色の野線ある用紙に問題の「御製皇明條法事類纂序」があり、以下同様の紙(紙質も野線も同じ)に「總目」及び本書の本體を成す部分が記されてゐる(第一圖参照)。又印章には「仲魚圖象」「簡莊執文」「海寧陳鱠觀」「得此書費辛苦後之人其鑒我」等(以上共に朱印)があり、又「東京帝國大學圖書」(朱印)の外に「明治三十四年十月一日」の年月日ある同圖書館印(黒印)が存する(第一圖参照)。本書が同

圖書館に收められたのは、今より約四十年前、義和團事件後間もなく頃であつた。其の後淺井虎夫氏が本書を参考して著述を成し、大正の大震火災の厄をまぬかれた次第は既述の如くである(序説参照)。本書が同圖書館に入る前は、印章によるに清の陳仲魚等の藏儲であつたものと思へるが、印章や識語によると、孫是衍^(星)・陳文述(市村博士によるに嘉慶道光頃の人・詩人として知らる)・陳鱠等も本書を見てゐたものと思はれる。又、識語を信用すれば、清初、朱彝尊や錢大昕も亦同書を見てゐたことにならう。然し題跋や識語の文字は多くはこれら學者の直筆ではなく、少くとも直筆のひき寫しに過ぎないものが多いと思はれる(第一圖参照)。而して上記の題跋の類に就ては、その内容たる「首有英宗御製序」や「世宗皇帝即位宗也」の如き認見が洪氏錢氏の様な學者の説と見べきや(前節参照)と關聯して一考すべきものと信ずる。尙、市村博士の教示によるに、單に御製序以

下の用紙と書風とからいへば一見さほど新らしいものではなさうである。但し東大本は數人の筆寫にかかり、終始同筆ではなく、中にはかなり悪筆のものもあるが、問題の御製序と總目とは同一人の筆であることは一見明瞭である（第一圖参照）。そして總目にも或種の誤があるが誤の性質から見てその總目は御製序と同様後人の手に成り、且、後人の書けることを推定し得るもの如くである。

(1) 次節の註 (1) 參照。

四 本書の構造と内容

私は以上の如く御製皇明條法事類纂序には、頗る疑念があり、總目や題跋の類にも多少問題の存するのを述べた。然らば本書の本體をなす部分に資料として何等か問題が存するかといふに、私は今日の處さうは考へてゐない。私は御製序と本書の本體とは全然切り離して考へても差支ないものと思ふ。殊に

本書の本體をなす部分では、皇帝の廟號をはじめ皇上・聖旨・聖裁・聖君・聖帝・聖覽等、皇帝に關する文字があらはれた場合には、別行となし、一般文章より數字擢んで、一行の頂格より之を記すを例とし、大明會典等に於けると同様、頗る明代の方式にかなつてゐるのであつて（平出の式）、之に對し御製序では、單に皇帝の廟號や祖宗・龍馭等の文字の上の一字分を空格にするに止めてゐる。かゝる點よりいふと、御製序が明代の勅編書の真を傳へたものであると思へないのは勿論、本書の本體と御製序とが形式の上でも別個のものたるを感じしめるのである。

本書の本體即ち主たる部分の構造は（第二圖）、卷一五刑類、卷二至六名例類、卷七至十一吏部類、卷十二至二十戶部類、卷二十一及二十二禮部類、卷二十三至三十一兵部類、卷三十二至四十八刑部類、卷四十九及五十工部類に大別せられ、元典章の構造とも或種の共通性を有するが、卷一に五刑類を出す外は、明律の

體にならつてゐる。即ち名例の外に六部の名稱を冠した類名を設け、明律の分目、たとへば吏律の職制・公式等の如きものはないが、明律分目下の各條の名稱は、大體、踏襲して小目となし、その小目下に、一條乃至數十條の條例を輯めてゐる。尤も、明律と對照して見るに、明律に條文名あるものにして、本書にそれに関する小目のない場合がある。たとへば、名例類では、名例律十惡條にあたる小目はなく、化外人有犯條にあたる小目下に三條、軍官有犯條に相當の小目には四十三條を收め、吏律の文官不許封公侯條に當るもの如きはないが、增減官文書條に相當するものは三條、貢舉非其人條にあたるもののは實に四十一ヶ條の多さを收め、戶律の人戶以籍爲定條の類相當のものはないが、娶樂人爲妻妾條に當るもの等は一條、私茶條相當のもの二條、違禁取利條に相當するものには、同名の小目下のもの二十一條あり、收糧違限條や冒支官糧條、將

又、鹽法條に當る小目下には、夫々二十餘條も收めてある。これ等條數の多寡を通じて官人や庶民の生活の傾向を知るべしである。而して、明律は勿論法文そのまゝであり、たとへ明律の註釋書に本書の内容に類するものを多少含む例があつても、その數は少い。本書は明律の如き法文そのものとは異り、法律適用の實例や實社會の法律經濟生活を窺ふに足るべき部分が多いこと恰も元典章を見る如き感がある。

又、本書は大明會典の刑部とその形式内容に於いて相通する點があるが、本書は大明會典の如く整理されて居ず、いはゞ素材であつて、それだけ研究資料として特別の價値と興味とがあるわけである。皇明條法事類纂の名稱そのものは宋の淳熙・慶元條法事類を想起せしめるに違ひないが、後者は宋の勅令格式を類聚したものであつて、兩者の構造内容には著しい差異がある。私は右の如き諸例の内容それ自身には疑點なきを信ずるのみならず、その資料の價値も

亦高さを思ふものである。即ちよし御製の序に疑念があり題跋の類や總目に多少問題があるにしても、それらは本書の内容の信憑性にまでは恐らく影響を與へざるものであらう。本書は從前殆ど活用されてゐないが、大明會典や明律、將又、明典章・皇明成化條例・嘉靖新例等と共に、明代研究資料として今後大いに活用すべきものと信ずる。

次に皇明條法事類纂の内容が如何様のものであるか一例として卷二十の「違禁取利」の小目の内の一條に就て記して置かう。明律の戸律（錢債）違禁取利條によると、利息の徵收は、年利三分を限度とし、複利計算は許されず、月毎の單利であるわけであり、元本一倍以上の利息を徵するを得ない（一本一利）。

（後略）

のであるが、法の期待する所は實生活の上に於いては裏切られることは甚だ屢々であった。條法事類纂の違禁取利の小目にある債主關俸問不應條に、成化十年八月八日禮部等衙門の民情に關する建言をのせ

て、

成化十年八月初八日禮部等衙門題爲建言民情事」計開

萬全都司永平衛守備隆州後千戶所老幼軍晏言」一件勢豪生放利債事。臣切見、山東河南湖廣等處、因遞年水旱災傷軍民、徭役被累消乏多有貧。唯軍民將耆畜產業人口典賣、盡絕無從、只得揭債富豪勢要之家銀兩稻米救濟。或借銀一兩、不過五六箇月、逼要本利銀二兩，或借銀^(參)一石、不過半年、加要一石。償還不及、逼累重^(參)、一石、不過半年、加要一石。償還不及、逼累重換文約、利上加利、逼勒貧苦。有特豪債主、用強逼准妻小男女房屋田地山場、致累貧民逃竄。

とあり、明の成化中、山東河南湖廣等水災旱害の地では、農民は土地家屋畜産や奴隸を處分してなほ且公課の支拂や生活の資に窮し、高利貸はこれに乗じて金穀を利息付で、融通したがその利息は甚しく高率

であつて、銀一兩を借りて五六月目に元利銀二兩となり、稻麥一石を借りて半年ならずして元利二石となる様に、高利貸は半年に十割年二十割の利息を貪つたのみならず、元利を支拂はざれば利息を元本に繰入れて契約書の返換を行ふ等、利率や複利の制限を無視することはかくも甚しかつた。債務者の妻子や土地家屋ある者も、それが債権者の手に差押へられ辨済に代へて債権者の有に歸する始末であつた。この種の民情は、本書の他の部分にも重ね／＼あらはれてゐる。今違取利の小目下の二十一條名を註記して参考に供しよう。

- (1) 皇明條法事類纂(東大本)の總目の卷二十戶部類には「違取利三條、舊制禁約事十八條」とあるがこれは「違取利二十一條」の誤である。卷二十に就て實查するに「違取利」下にあるべき計二十一條の文字が一行前の「皇明條法事類纂卷之二十」の下にあり、且「舊制禁約事」が平闗の例によつて別行に頂格から書いてある(註4参照)。目次の作者は「舊制禁約事」を一目の名稱と思ひ誤つたのであるが、「舊制禁約事」は實は前行の「一成化六年三月二十日吏部尙書 等題爲申明」に接續する

文外に外ならない。上記の如き總目の誤は、平闗の例を知らざる若くは迂闊にも之を看過せる後人によつて、その總目が作成されたものなることを示すといへよう。

(2) 明典章不分卷(不著撰人名氏・明鈔本四冊)、皇明成化條例(成化間定・明鈔本九冊)嘉靖新例(嘉靖間定・明嘉靖間刊本一冊)

北京人文科學研究所藏書目錄史部政書類一通制六法令參照。

(3) 描文「元明時代の質契約研究」(昭和一三年蒙古學第三冊八〇頁)以下。

(4) 違取利 計二十一條(計以下五条、もと「皇明條法事類纂卷之二十」の下に記す)
一 禁約私債執當公文及於戶丁名下取討例
一 禁約私債執當印信關單勘合及詐稱權責擾害官民例

一 禁約私債准折田土等項例
一 成化六年三月二十日吏部尙書 等題爲申明

舊制禁約事

一 禁約放債執當公文及於戶丁名下取討例

一 各邊管軍官所於部內放債及強買馬匹

一 債主闕僚問不應

一 放官債以侵民例

一 禁該年里長奸弊

一 禁約見牢里甲害民

一 禁強放債害民

一 強放私債還糧人夫加倍取利例

一 禁約教官放債禁卒人占衙門例

一 禁約違禁取利准折財產及借不還反行圖賴例(括弧字は本文を
参考して補ふ)

一 軍職債主於委官擅領体銀間擬詐罪名委官一體問罪例

一 奏建言民情事

一 禁革山東等處沿海倉分攬頭借銀不還坑陷官糧並光棍打攬倉

場犯該徒以上並再犯笞杖省俱充軍民發口外爲民朕官奏

請及禁軍債主轉換文約關支効弱官軍俸額

一 禁約勢豪放債害民例

一 禁約典賃僕賓等置產放債害人例

一 軍職債主多取倅利問罪追還枷號一月例(括弧字は本文を
参考して補ふ)

一 操官欠債年月雖多不過本利債主多取加號一箇月

一 舉放官吏錢債五十兩以上與債主俱充軍

(昭和一四・一二・二八稿一五・三・八補)

追記

昭和十五年八月第十五卷二號の書誌學に、書誌學の専門家長澤規矩也氏の「皇明條法事類を観る」の記事が發表された。時すでに拙稿成つて印刷に附せんとしてゐた頃であり、私も北京へ出發の直前であつたので、同氏の文を拙稿中に引用しなかつた。そのことを茲に一言して置きたい。長澤氏の文には皇明條法事類纂の總目錄が載つてゐて、同書の利用者に便宜を與へてゐる。尙、拙稿の中に新問題とした臘見につき長澤氏の示教を得ねば洵に幸である。